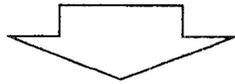


利用者負担 (参考資料)

利用者負担の見直し

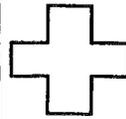
原則

サービス費用の1割
(定率負担)



所得段階に応じた
月額上限

(低所得者は0円、15,000円、
24,600円、一般は37,200円)



食費、
光熱水費
(実費負担)

考え方

新たなサービス利用者が急速に増えている中で、今後さらにサービス量を拡大していくための費用を、障害のある方も含め、皆で支え合う

障害福祉サービスの利用者負担全体図(緊急措置後)

施設に入所している
場合(20歳以上)

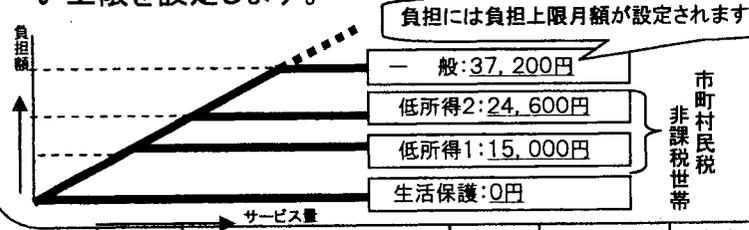
グループホーム等を
利用している場合

施設に入所している
場合(20歳未満)

通所サービスを
使う場合

ホームヘルプサービス
等を使う場合

① 原則は1割負担ですが、どの方でも負担が増え過ぎないように、上限額を設定するとともに、所得の低い方にはより低い上限を設定します。



- 一般・市町村民税課税世帯
- 低所得2・市町村民税非課税世帯
(世帯3人世帯であれば、障害基礎年金1級を含めて概ね300万円以下の年収の方)
- 低所得1・市町村民税非課税世帯で障害者の収入が年収80万円(障害基礎年金2級相当額)以下の方

☆所得を判断する「世帯」の範囲について平成20年7月以降、本人と配偶者の収入となります。

負担能力に応じて限度額を設定した上で、利用者の1割負担を基本とし、国民全体で制度を支えることとしますが、併せてきめ細やかな軽減措置を講じます。

サービスについての費用

② さらに、収入に応じて個別に減免します(資産が500万円以下の方)。

- ・収入が6.6万円までなら負担は0円です。
- ・収入が6.6万円を超えても、超えた収入の半分を上限額とします。
- ・さらに、グループホーム等の入居者については、6.6万円を超えた収入が年金や工賃等の収入であれば、超えた分の15%を上限額とします。
- ※工賃について一定の控除有り。(年間28.8万円程度)

③ さらに、所得区分に応じて、①の上限額を4分の1にします(資産が、単身の場合500万円、配偶者同居の場合は1,000万円以下の方)。

- ・低所得1: 15,000円→3,500円
- ・低所得2: 24,600円→6,000円
- ・一般(所得割28万円未満世帯): 37,200円→9,300円

④ さらに、所得区分に応じて、①の上限額を4分の1のさらに半分程度にします。(資産が、単身の場合500万円、配偶者同居の場合は1,000万円以下の方)。

- ・低所得1: 15,000円→1,500円
- ・低所得2: 24,600円→3,000円
- ・一般(所得割16万円※未満世帯(年間収入600万円程度の方))
(通所サービスのみを利用する場合24,600円→1,500円)
- ・一般(所得割28万円未満世帯(年間収入890万円程度))
※障害児の場合: 所得割28万円未満世帯(年間収入890万円程度)
: 37,200円→9,300円
: 37,200円→4,600円

⑤ さらに、利用者負担を行うことにより生活保護世帯に該当する場合は、生活保護に該当しなくなるまで負担額を引き下げます。

⑥ 同じ世帯で他にも障害福祉サービスを受けている方、介護保険のサービスを併せて受けている方がいれば、その合算額が①を超えないように負担額を軽減します。

⑦ 収入が低い場合サービスの利用者負担と食費等実費負担をしても、少なくとも2.5万円が手元に残るよう、実費負担額を軽減しています。※工賃について一定の控除有り。(年間28.8万円程度)

食費・光熱水費

実費全額の自己負担を原則としますが、各種の軽減措置を講じます。

※ 従前からグループホームでの食費等は自己負担していただいておりますが、通所サービスを利用された場合は、⑨の減額措置が適用されます。

⑧ 保護者の方の収入に応じて…
子育て支援の観点から、負担が重くならないよう、実費負担額を軽減しています。

⑨ 世帯の所得が一定以下の場合…
食費負担額を3分の1に減額します(月22日利用の場合5,100円程度の負担)。

定率負担の個別減免について (②について)

- 入所施設（20歳以上）、グループホーム等の利用者に対して、定率負担に係る個別の減免制度を実施。【平成21年3月31日までの時限措置】

【対象】

預貯金等の資産が500万円以下かつ低所得1又は2である入所施設（20歳以上）、グループホーム等の利用者。

【内容】

利用者負担の額	施設入所者	グループホーム・ケアホーム等利用者
収入が6.6万円までの場合	0円	
収入が6.6万円を超える場合	6.6万円を超える額の50%	6.6万円を超える額の50% 但し、工賃等の収入については、3,000円を控除した上で、6.6万円を超える額の15%。なお、超える額が4万円を超える場合は、4万円を超える額の50%を加算。

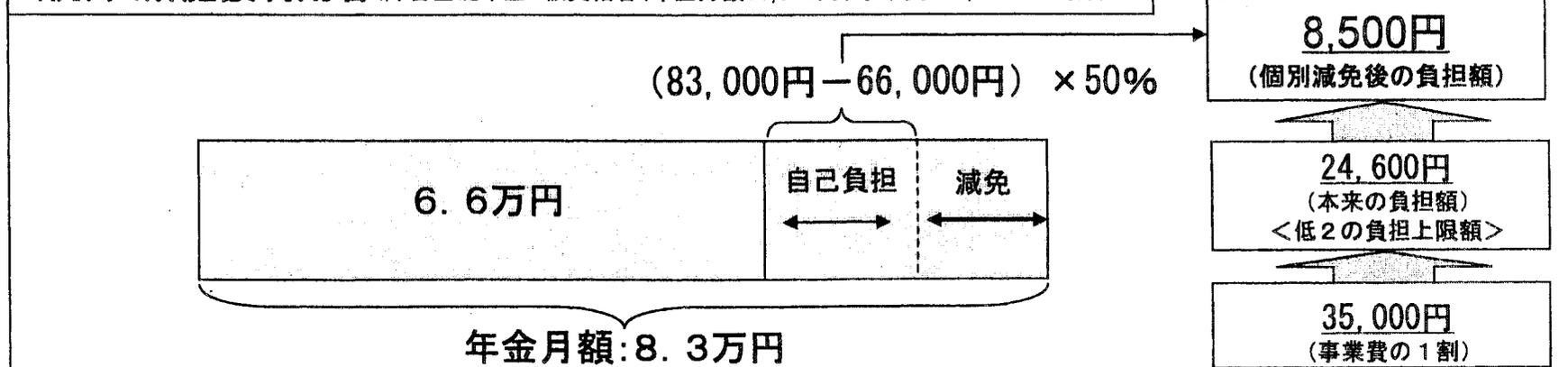
（※ 工賃収入については年額28.8万円までは収入から控除して計算。）

個別減免を実施する際の収入認定については、入所する施設において、施設入所者の収入を把握することができることから、利用者の総収入とすることとしている。（心身扶養共済の給付金を含む）

ただし、以下についてはその目的等から収入に算入しないこととしている。

- ① 家賃補助・医療費補助・児童手当等、国・地方公共団体等から特定の目的に充てるために支給される特定目的収入
- ② 税金・社会保険料等の必要経費
- ③ 工賃等の就労収入（月2.4万円及びその超える額の30%相当額まで）

(例) 入所施設利用者（障害基礎年金1級受給者（年金額83,000円、事業費350,000円の場合））

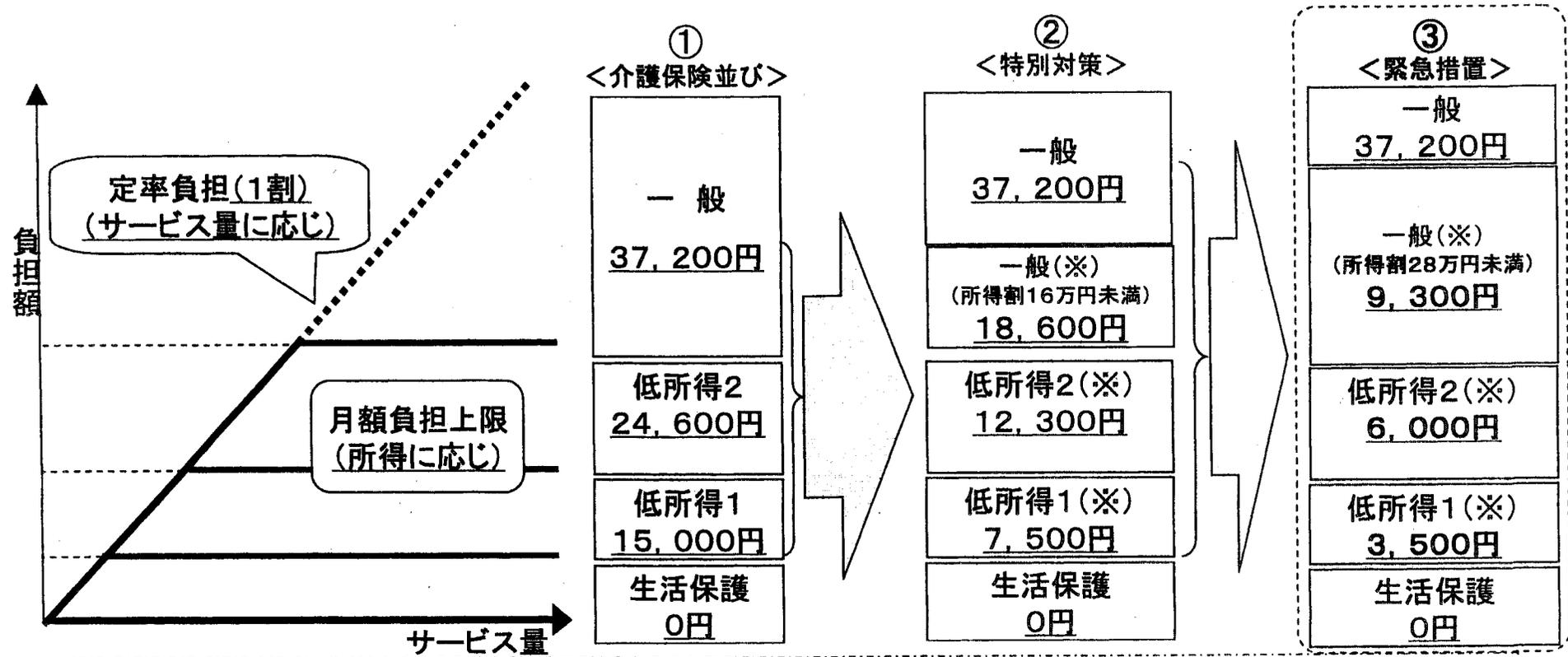


所得段階に応じた負担限度額の設定(③について)

障害児

(入所サービスの場合)

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を1/2に軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。)



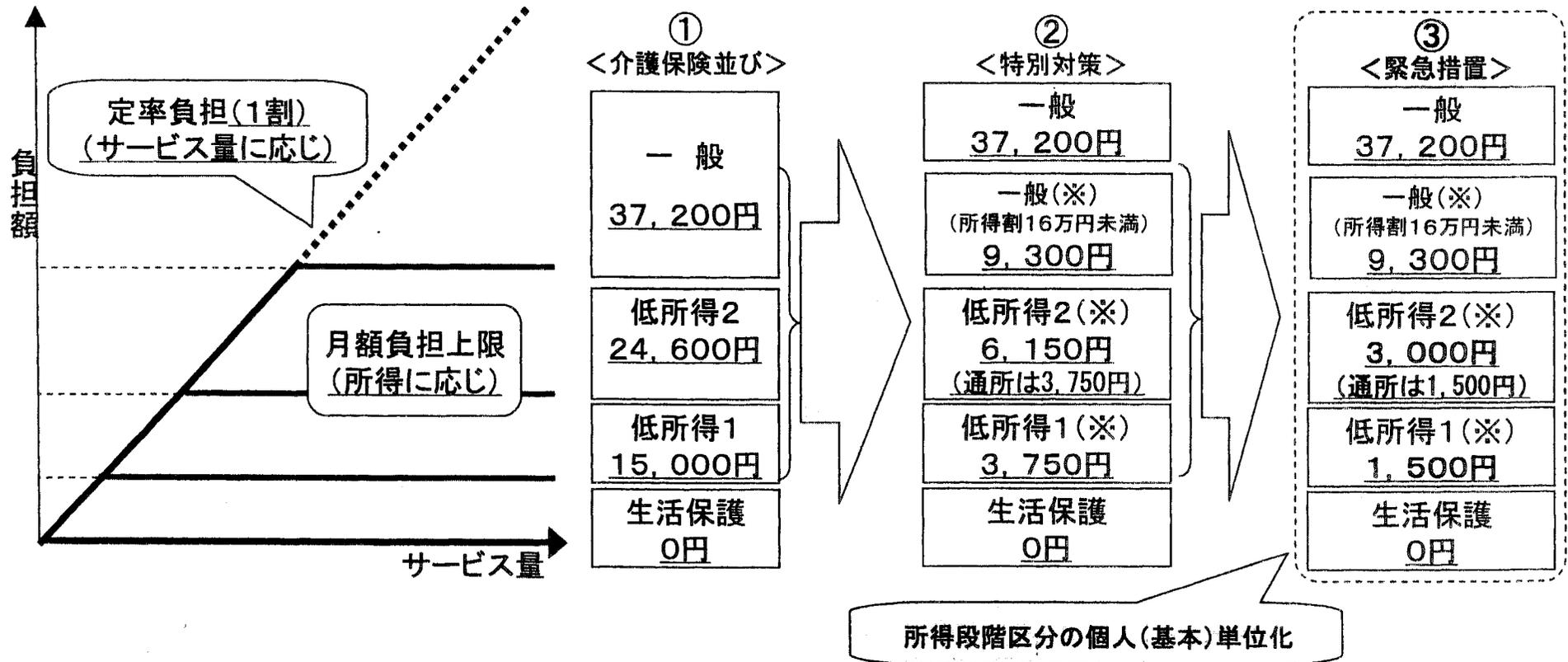
- (1) 一般: 市町村民税課税世帯
 - (2) 低所得2: 市町村民税非課税世帯((3)を除く)
 - (3) 低所得1: 市町村民税非課税世帯であって、障害児の保護者の年収が80万円以下の方
 - (4) 生活保護: 生活保護世帯
- (※) 資産要件有り

所得段階に応じた負担限度額の設定(④について)

障害者

(居宅・通所サービスの場合)

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を1/4に軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(②の限度額を更に軽減。)



- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

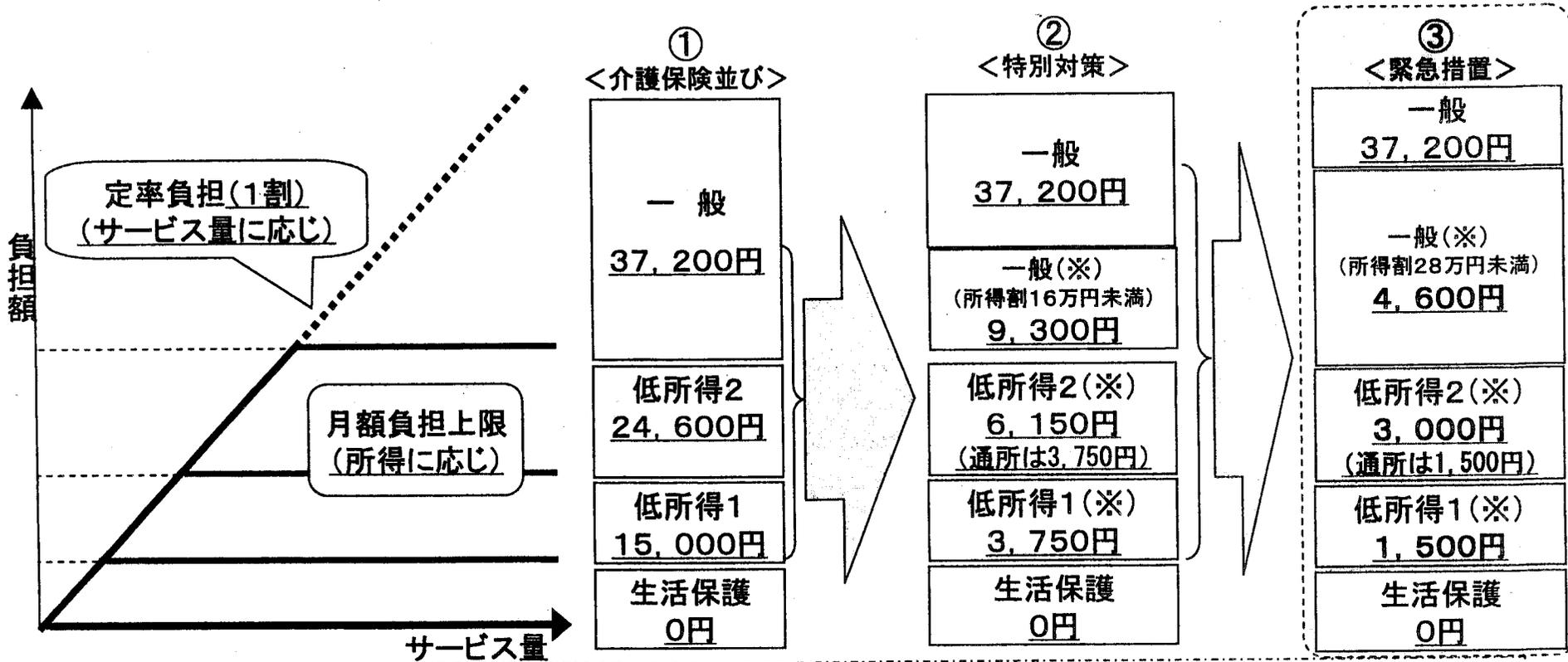
(※)資産要件有り

所得段階に応じた負担限度額の設定(④について)

障害児

(居宅・通所サービスの場合)

- ① 定率負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を1/4に軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。)



- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、障害児の保護者の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

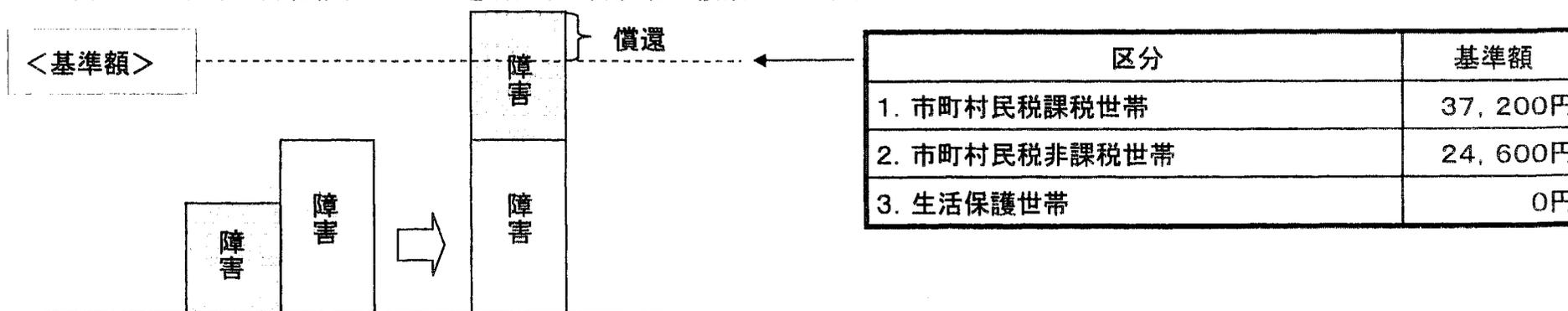
(※)資産要件有り

高額障害福祉サービス費について(⑥について)

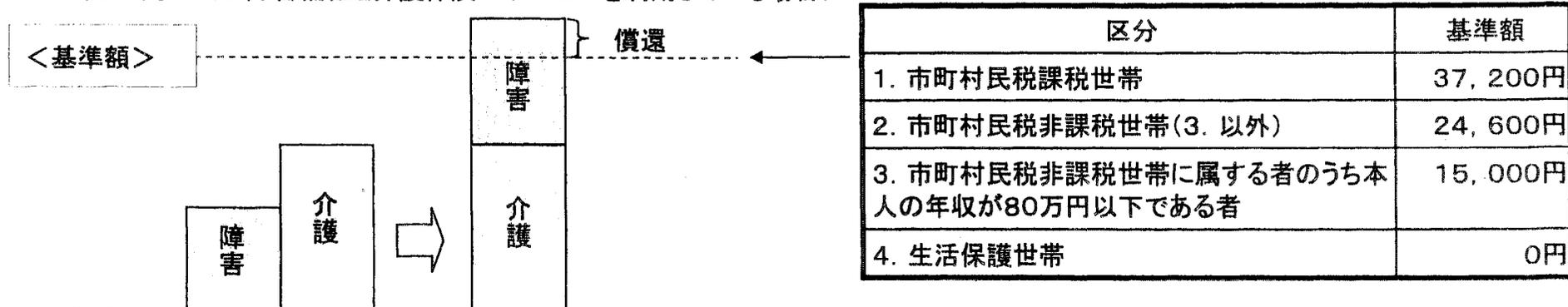
○「高額障害福祉サービス費」は、次の各サービスの利用者負担額を合算した額が基準額を超える場合に、基準額を超える額を償還して給付する制度。合算対象となる費用は、以下の3種類とされている。

- ①同一世帯の他の者が利用する障害福祉サービスに係る費用、
- ②障害福祉サービス利用者本人が利用する介護保険法上のサービスに係る費用、
- ③同一世帯の児童が利用する児童福祉法に基づく障害児支援に係るサービスに係る費用

<例1:同一世帯に障害福祉サービスを利用する障害者が複数人いる場合>



<例2:同一人が障害福祉と介護保険のサービスを利用している場合>



補足給付について (⑦及び⑧について)

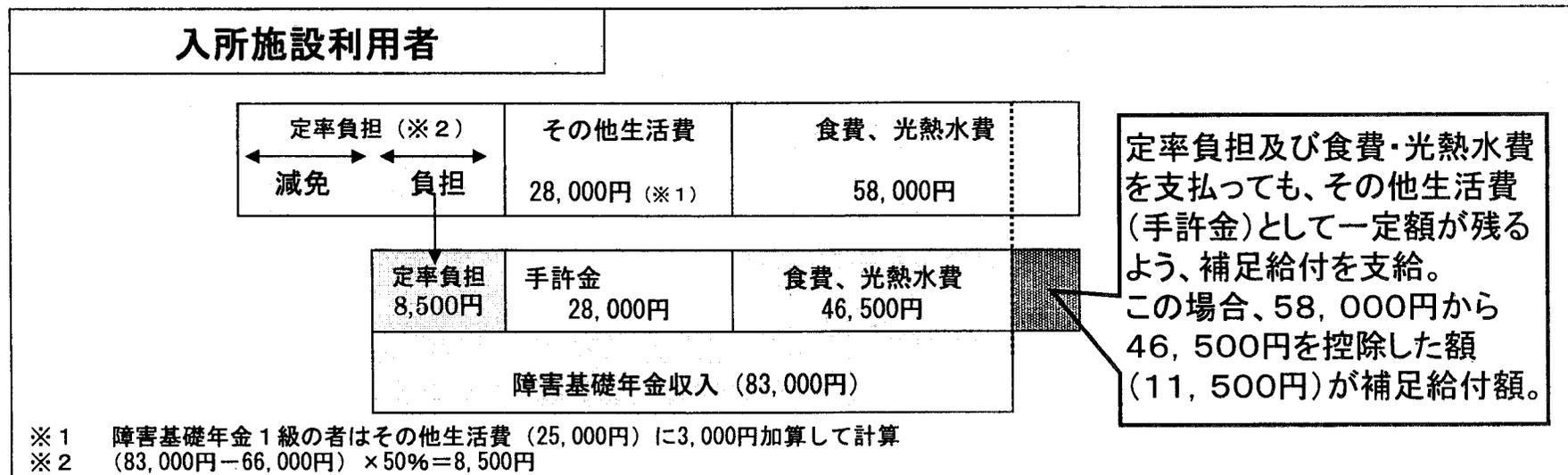
○ 20歳以上の施設入所者であって市町村民税非課税者である者及び20歳未満の施設入所者に対して、食費・光熱水費等の実費部分に係る軽減措置（特定障害者特別給付費の給付（補足給付））を実施。

(1) 20歳以上の施設入所者であって市町村民税非課税者に対する補足給付について

【内容】

- ・ 食費や光熱水費以外の「その他の生活費」として一定の額が残るように、食費、光熱水費について給付費を支給。
- ・ 「その他生活費」の額については、2.5万円とする。
ただし、60歳以上の者等は3～5千円を加算（2.8～3万円）。
例えば、障害基礎年金1級受給者は2.8万円となっている。

【例】入所施設利用者（障害基礎年金1級受給者（年金月額83,000円、事業費350,000円の場合））



(※ グループホーム等の利用者については適用対象外)

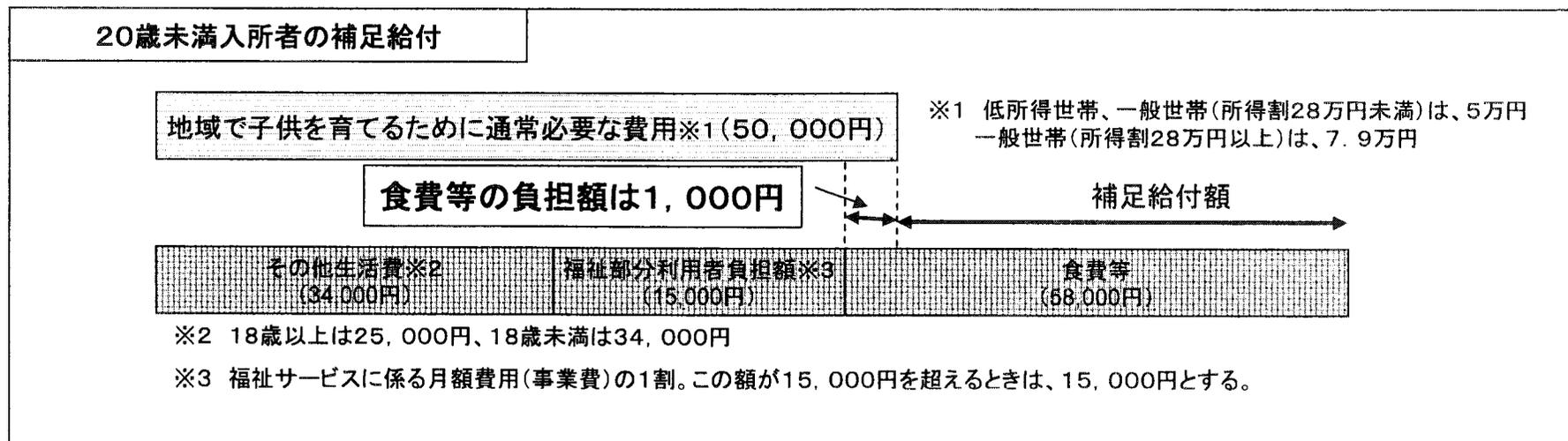
補足給付について (⑦及び⑧について)

(2) 20歳未満の施設入所者に対する補足給付について

【内容】

- ・ 収入のない20歳未満の入所者の実費負担について、子どもを養育する一般の世帯において通常要する程度の費用（収入階層別の家計における平均的な一人あたり支出）の負担となるように補足給付を行う。
- ・ 収入階層別の家計における平均的な一人あたりの支出額は、
 - 市町村民税所得割課税世帯であって、所得割の額が28万円以上の場合・・・7.9万円
 - 上記以外の場合・・・5万円
- ・ 「その他生活費」の額については、2.5万円とする。
ただし、18歳未満の場合には教育費として9千円を加算（3.4万円）。

【例】 知的障害児施設利用者（平均事業費：18.6万円）、一般世帯（所得割28万円未満）の場合



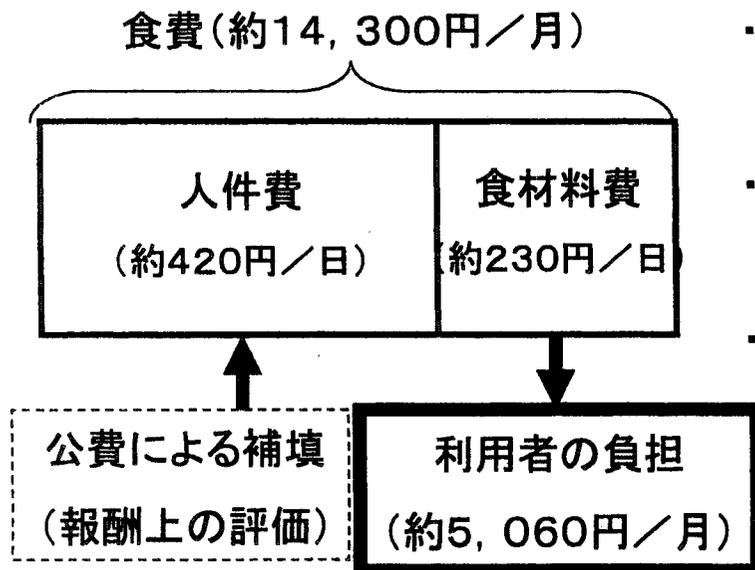
日中活動系サービスにおける食費軽減措置について(⑨について)

○ 障害者自立支援法においては、日中活動系サービス、ショートステイについては、定率負担のほか、食費を原則として全額自己負担としている。

※ 支援費制度におけるショートステイ、デイサービスは、食費のうち食材料費は自己負担であった。

○ このため、施行後の3年間(平成21年3月31日までの間)、通所施設を利用する低所得者(所得区分が生活保護、低所得1、低所得2である者)及び一般世帯のうち市町村民税所得割の額が16万円未満の者について、食費のうち人件費相当分(1日42単位=約420円)をサービス提供事業所等に支給し、利用者の食費負担額が食材料費のみの負担となるよう減額措置を講じている。

<参考> 軽減措置実施後の概ねの食費の負担額(日中活動系サービスの場合)



- ・ 予算上の想定している食費負担額は約650円/日の単価であり、うち約230円/日が食材料費、約420円/日が人件費。
- ・ これを前提とし、平成21年3月31日までの間は、人件費相当の420円/日を報酬上評価。
- ・ 以上により、利用者が月に負担する食費の額は、22日利用の場合、約14,300円/月→約5,060円と、約1/3に軽減。